

**(仮称) 東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズ
センター**

指定管理者候補者募集要項

東 京 都 北 区

子ども未来部子どもわくわく課

1 公募の趣旨

少子化、核家族化や就労形態の多様化などに伴い、子育て支援のあり方や子どもが安全安心に過ごせる居場所の確保についても多方面にわたる拡充が求められています。このため、自由な発想による多彩な事業を提供するため、（仮称）東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンターの指定管理者候補者を募集します。

2 提案に関する条件及び事業の概要

- (1) 事業の概要 | 別紙の「（仮称）東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター事業概要」を参照し、提案すること。
- (2) 担当部署 | 東京都北区子ども未来部子どもわくわく課事業計画係
〒114-8546
東京都北区滝野川二丁目5番10号 北区役所滝野川分庁舎1階
電話 | 03-3908-9128 FAX | 03-3908-9335
電子メールアドレス | kodowaku-ka@city.kita.lg.jp

3 応募資格

令和7年4月1日現在、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県または静岡県で、児童館を1年以上運営しており、児童健全育成事業に熱意のある民間事業者等で、法人格を有する者（社会福祉法人・学校法人・NPO法人・株式会社等）とします。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。また、応募者が契約書締結までの間に次のいずれかに該当することとなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等に拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生または再生手続きをしている。
- (4) 応募書類提出時点で、東京都北区の一一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる（暴力団の利益となる活動を行うことを含む）。
- (6) 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。
- (7) 本選定委員が関係している。
- (8) 他に応募している法人と、主たる役員が重複している。
- (9) 応募法人と運営法人が異なる。

4 応募手続き等

(1) 申込書類について

①提出期限

令和7年12月15日（月）正午必着（原本提出含む）

②提出書類

番号	書類名	様式・備考
A	応募申込書	【原本提出】様式1
B	法人の概要	様式2-1～3 過去2年間に国や地方公共団体における指名停止処分があった場合には、その旨も記載すること
C	施設の運営状況	様式3
D	「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し	北区の競争入札参加資格を有している場合は提出 ※印鑑証明部分も提出すること
E	法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	【原本提出】応募申込日前3カ月以内に発行されたもの ※Dの提出があれば不要
F	印鑑証明書	【原本提出】応募申込日前3カ月以内に発行されたもの ※Dの提出があれば不要
G	定款または寄付行為	最新のもの（写し可）
H	決算関係書類等	過去3年分（写し可）、法人名黒塗り要・貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む）、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、計算書類の附属明細書、事業報告の附属明細書など
I	法人税・法人住民税に関する書類	過去3年分（市町村民税法人分） 納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書
J	就業規則、賃金規定	退職金規定を含むこと（写し可）
K	子育て支援・児童厚生に関連する事業の実施及び受託実績に関する書類	様式自由（パンフレット可）

③提出方法

- ・各書類には法人名を記載してください。（H.決算関係書類を除く）
- ・書類一式は電子データ（PDF形式）を担当部署宛てにメール送付してください
なお、原本提出としている書類は、担当部署へ郵送または持参により提出してください（持参の場合、土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで受付）。

(2) 応募書類について

①提出期限

令和7年12月22日（月）正午必着

②提出書類

【企画提案書】

番号	書類名	様式
A	基本理念について	様式4
B	施設の維持管理等について	様式5
C	事業の実施について	様式6
D	職員について	様式7
E	地域等との連携について	様式8
F	経費について	様式9－1～3

【その他】

番号	書類名	様式
G	視察先希望施設	様式11

③作成要領

- ・各書類は、ページごとに、評価項目に対する提案を作成してください（評価項目ごとに1ページ作成）。
- ・各書類の文字の大きさは12ポイント以上としてください。
- ・本選定は、法人名を伏せた状態で審査を行うため、法人名や法人名の特定につながる情報は、記載しないでください。
- ・書類一式は、法人名を記載したものと法人番号を記載したものの2種類を電子データで提出してください（法人番号は、申込書類提出後にお伝えします）。
- ・「F 経費について」（様式9－1～3）については、東京都北区公契約条例第7条に定める令和7年度労働報酬下限額「1,368円」（1時間あたり）を必ず上回る賃金単価設定としてください。

5 提出方法

電子データ（PDF形式）を担当部署宛てにメール送付してください（ただし、様式9－1～3はExcel形式）。

6 選定の手順

(1) 選定方法

北区が設置する審査委員会において、第1次審査として応募者から提出された書類審査を実施し、原則上位3法人は、第2次審査を実施します。第2次審査では、現在運営している児童館等の現地視察審査及びプレゼンテーション審査を実施し、第1次審査の結果と合わせ、総合的に判断します。

(2) 審査基準

別紙「東京都北区立子ども・ティーンズセンター指定管理者候補者評価基準」を参照してください。なお、審査の過程及び他法人の審査結果の詳細については、公開しません。

(3) 主なスケジュール（予定）

番号	年	月日（曜日）・時間	内容
1	令和7年	11月12日（水）	募集要項の公表
2		11月19日（水）正午	施設見学会の参加申込締切
3		11月20日（木）	施設見学会
4		11月21日（金） ～11月27日（木）	質問受付期間
5		12月3日（水）	質問に対する回答の公表 （ホームページにて公開）
6		12月15日（月）正午	申込書類の提出締切
7		12月22日（月）正午	応募書類の提出締切
8	令和8年	1月～3月	第1次審査（書類審査）
9		4月～6月	第2次審査 （現地視察審査・プレゼンテーション審査）
10	令和9年	2月～3月	引継期間（事業者が変更の場合）
11		4月1日（木）	運営開始

7 施設見学会

以下のとおり、施設見学会を実施します。

参加を希望する法人は、令和7年11月19日（水）正午までに、以下の URL から参加申込フォームにアクセスし、送信してください。

参加申込フォーム URL | <https://logoform.jp/form/VNHo/1247390>



参加者については各法人1名までとさせていただきます。当日は、公共交通機関でお越しください。

当日の緊急連絡先 | 080-4652-9040

番号	日時	場所
1	令和7年11月20日（木） 午前10時30分～午前11時	東京都北区立滝野川東児童館

8 質疑応答

(1) 受付方法

質問にあたっては、以下の URL から質問フォームにアクセスし、送信してください。
これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受け付けません。

質問フォーム URL | <https://logoform.jp/form/VNHo/1247412>



(2) 受付期間

令和7年11月21日（金）～11月27日（木）午後5時まで
受付期間に届かなかったメールには回答いたしかねます。

(3) 質問に対する回答の公表予定日

令和7年12月3日（水）

(4) 公表方法

北区ホームページで公表します。また、回答にあたっては、質問を行った法人名等は公表しません。なお、意見の表明と解される質疑等については、回答しないことがあります。

9 その他

(1) 申込書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となる場合があります。無効となったときは、その時点で指定管理者候補者選定の参加資格を失います。また、虚偽の記載をした者や不正な行為を行った者に対して、指名停止の措置を行うことがあります。

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(2) 申込書類及び応募書類の作成・提出に伴う費用は全て応募者の負担とします。

(3) 提出期限以降における申込書類及び応募書類等の差し替え及び再提出は認めません。
ただし、担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りではありません。

(4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(5) 提出された申込書類及び応募書類等は返却しません。

(6) 指定管理者候補者選定の過程については、公表しません。また、選定結果についての異議申し立ては認めません。

(7) 区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁止します。

(8) 本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示しないでください。

(9) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、区は無償で使用できるものとします。また、指定管理者候補者の決定後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。なお、事業者の提案内容について、情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。

(10) 本案件で取り交わす基本協定は、東京都北区公契約条例における特定公契約に該当します。公募に参加するにあたっては、東京都北区公契約条例及び同条例施行規則を確認してください。

(11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定めます。

《別紙》

- ・（仮称）東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター事業概要
- ・東京都北区立子ども・ティーンズセンター指定管理者候補者評価基準
- ・東京都北区公契約条例に基づく特定公契約に関する特約